

# たきかわ創生「ちょうどいい田舎」の挑戦

滝川市の地方創生に関する取組みを応援してください。  
ご寄附を通じて、皆様のまちづくりへの参加を心よりお待ちしております。

詳細は市ホームページ  
をご覧ください。



## 日本の食を支えるまち 北海道米をさらにおいしく

おいしいお米、野菜は農家の皆様がいるからこそ——。  
豊かな自然環境に恵まれた滝川市は、北海道の中央部に位置する道内有数の米どころ。将来の農業を担う後継者を対象とした滝川農業塾による研修やスマート農業を推進し、北海道農業を守ります。



総合戦略の「基本目標1」に該当

- 【応援していただきたい事業】
- 農業塾の支援と新規就農者確保に向けた取組み
  - ICT活用によるスマート農業の推進



## 空から望めるまち 大空への夢を育む

大空へ舞い上がる風、澄み渡った空、広大な土地——。  
滝川市は、グライダー飛行最高峰の環境を誇る地域。滝川子どもたちには、空からふるさとを眺める体験機会を提供し、大空への夢を育てています。また、グライダー体験とテレワークをセットにした「スカイワーケーション」で非日常を楽しむことも。



総合戦略の「基本目標1・3」に該当

- 【応援していただきたい事業】
- スカイワーケーション
  - 子どもたちを対象としたフライト体験



## 教育のまち 地元・日本・世界で活躍する人材を

日本の未来を担う人材を育む——。  
滝川市では、地域の力を結集し、小学生から大学生まで、各年代に適した特色あるキャリア教育やグローバル教育に取り組んでいます。夢に向かって挑戦する主体性と行動力を身に付け、地元で、日本で、世界で活躍できる人材を滝川市から。



総合戦略の「基本目標2」に該当

- 【応援していただきたい事業】
- グローバル化に対応した人材の育成
  - 地域を支える人材の育成



## 第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 で掲げる3つの基本目標

- 基本目標1 農と食を活かした雇用創出と地域産業の育成・支援
- 基本目標2 すべての子どもの成長の支えと教育環境の構築
- 基本目標3 持続的なコミュニティの形成と暮らしやすさの追求

### 滝川市長メッセージ



滝川市では、人口減少を最大限食い止めるべく、新たな時代に向けたまちのにぎわい再生の取り組みや、文化創造・交流拠点の整備に向けて準備を進めながら、本市が有する資源とその独自性を最大限に活用し「このまちに住みたい、将来にわたって住み続けたい」と思えるまちを目指します。

企業の皆様におかれましては、滝川市の地方創生に向けた取組にご理解いただき、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

滝川市長 前田康吉

特に寄附を募集しています！

国学院大学北海道短期大学部  
連携事業

## 国学院大学北海道短期大学部

の学生と一緒に応援してください！

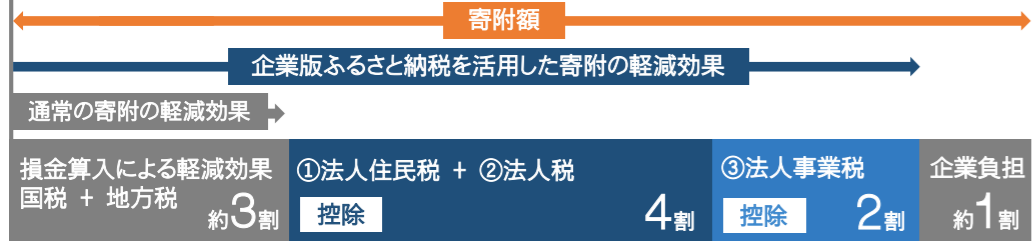
国学院大学北海道短期大学部（以下、短大）は、昭和57年に開学して40年間、滝川市と共に歩んできた大切な学校です。短大では今日まで多くの学生が学び、約1万人の卒業生が全国で活躍されています。

滝川市では、学生が取り組む地域活動など、まちづくりへのチャレンジを応援し、地域を支える人材の育成を推進しています！



## 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業様が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果（寄附額の3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な負担が約1割まで圧縮されます。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減され、実質的な企業負担は約100万円となります。 **軽減効果最大 約9割に!**

## 寄附で得られるベネフィット

企業版ふるさと納税制度では、ご寄附をいただいた企業様に対し経済的な利益にあたるものをご提供することが禁止されているため、滝川市では以下のようなかたちで「ご寄附に対する感謝の気持ち」のメニューをご用意しています。

- 10万円～**
  - 市公式ホームページ、広報紙に企業名、寄附金額等を掲載
  - 寄附受領式の開催並びに市長との懇談の場を設定
- 100万円～**
  - 10万円以上の寄附と同様のベネフィット
  - 上記に加え、感謝状の贈呈

※ベネフィットはご希望される企業様に対し実施するものであり必須ではありません。

## 寄附の手続き方法

ご相談・お申し出

企業様のご意向に沿って、寄附対象事業の決定を行いますので、お問合せください。対象事業や寄附金額が決定しましたら、寄附申出書をご提出いただきます。

寄附

お支払方法をご案内しますので、納付書もしくは銀行振り込みにより寄附の払い込みをお願いします。

税申告のお手続き

受領書を発行しますので、税務署にて税申告のお手続きをお願いします。

## 制度ご活用にあたっての留意事項

- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・滝川市以外に本社がある企業様が対象となります。
- ・寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ・税控除額は実際に寄附を行った日が属する年度に適用されます。

## 申込み・問合せ先

滝川市総務部企画課企画政策係

〒073-8686

北海道滝川市大町1丁目2番15号

TEL/0125-28-8004

FAX/0125-23-5775

E-mail/kikaku@city.takikawa.lg.jp



北海道

滝川市

たきかわし

企業版ふるさと納税のご案内